審議方法

1　審議体制

（１）審議は、委員会全体で行う全体審議とする。

（２）非分担制（事業を各委員に割り当てない）とする。

2　審議日程と審議の進め方

（１）審議日程

第 1 回 審 議 9月2日（水）	● 所管課による審議対象事業群の説明及び質疑応答
第 2 回 審 議 9月28日（月）	● 対象事業群の再審議、論点・意見書反映事項の整理 ● 令和6年度審議事業のフォローアップ報告
第 3 回 審 議 10月22日（木）	● 意見書（案）整理、とりまとめ

【意見書の提出】

・ 第３回委員会後、11月中に知事へ意見書を提出する。

（２）審議の進め方

【審議】

・ 審議は委員長が進行する。

・ 各回の審議時間は次を目安とする。

第1回	対象事業群の審議　 約３時間30分
第2回	委員間審議（フォローアップ報告聴取含む。）　約３時間30分
第3回	委員間審議（意見書取りまとめ含む。）　約２時間30分

3　審議の視点

調書に記載されている各事業群及びこれを構成する事務事業の内容等の適切性と、実際に実施機関（県）が行った政策評価の適切性に着目する。

【事業内容等の適切性】

必要性、効率性、有効性及び事業構築の視点、事業の選択と集中等の観点から、事業群を構成する事業を俯瞰して評価されているか。

（１）必要性

①事業群の目標達成、課題解決のために必要な事業か。既に目的が達成され、必要性が薄れていないか。

②事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。

③国、市町または民間（ＮＰＯを含む）で実施することが適当（可能）ではないか（適切な役割分担がなされているか）。

（２）効率性

①事業の実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか。

②より少ない費用や業務量で必要な結果を得られる手法に代えられないか。

（３）有効性

① 事業群の目標達成、課題解決に十分寄与する手法となっているか。

② 事業効果をさらに上げる余地はないか。

（４）事業構築の視点

①事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。

②指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。

③人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。

④政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。

⑤県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑥県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑦戦略的に関係者の行動を引き出せているか。

⑧国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。

⑨経済情勢等、環境の変化に対応した効果的、適切な見直しとなっているか。

【評価の適切性】

・ 県民に対する説明責任が十分に果たされているか。
・ 事業の成果が客観的に検証されているか。
・ 次年度の事業実施に向けた方向性が評価結果を踏まえて的確に示されているか。
・ 評価指標、目標値は適切に設定されているか。
・ 施策、事業群の成果指標と比較して事務事業の成果指標が適切に設定されているか。
・ 評価の観点として欠けているものはないか。